

樺太廳官制
樺太廳職員特別任用令

明治四十年二月二十日決議(修正)

勅令第 號

樺太廳官制

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

事務官

警視

文廳長

技師

通譯官

屬

警部

技手

通譯

第二條 長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍

將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 事務官ハ專任四人奏任トス

但シ其ノ中一人ハ勅任ト爲スコト

ヲ得

第四條 警視ハ專任一人奏任トス

第五條 支廳長專任三人ハ奏任トス

第六條 技師ハ專任六人ヲ以テ定員

トス

第七條 通譯官ハ專任一人奏任トス

第八條 屬警部及通譯ハ判任トス

屬警部、技手及通譯ハ通シテ百十六人ヲ以テ定員トシ其ノ各官ノ定員ハ長官之ヲ定ム

第九條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣ノ監督ヲ承ク

第十條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ

委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ禁錮ニ
十五日以下又ハ罰金二十五圓以内
ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ
臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備
ヲ要スルトキハ樺太守備隊司令官
ニ移牒シ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮
監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ
具狀シ判任官以下ノ進退懲戒ハ之
ヲ行フ

第十三條 長官ハ所轄官廳ノ處分又
ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害
シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ム

ルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消
シ又ハ停止スルコトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一
部長タル事務官其ノ職務ヲ代理ス
長官及第一部長タル事務官共ニ事
故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ
事務官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ

代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ
一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十五條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル
事務ノ一部ヲ支廳長ニ委任スルコトヲ得

第十六條 樺太廳ニ長官官房及左ノ
下部ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ長官

樺太廳ニ長官官房及第一部第二部ヲ置キ事
務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ

長官官房

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項
- 三 官印廳印ノ管守ニ關スル事項
- 四 褒賞ニ關スル事項
- 五 會計ニ關スル事項
- 六 外國人ニ關スル事項

第一部

- 一 教育ニ關スル事項
- 二 商工業水産漁獵ニ關スル事項
- 三 警察及衛生ニ關スル事項
- 四 氣象測候ニ關スル事項

ルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消
シ又ハ停止スルコトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一
部長タル事務官其ノ職務ヲ代理ス
長官及第一部長タル事務官共ニ事
故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ
事務官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ

代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ
一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十五條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル
事務ノ一部ヲ支廳長ニ委任スルコトヲ得

第十六條 樺太廳ニ長官官房及左ノ
干部ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ長官

樺太廳ニ長官官房及第一部第二部ヲ置キ事
務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ
長官官房

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項
- 三 官印廳印ノ管守ニ關スル事項
- 四 褒賞ニ關スル事項
- 五 會計ニ關スル事項
- 六 外國人ニ關スル事項

第一部

- 一 教育ニ關スル事項
- 二 商工業水産漁獵ニ關スル事項
- 三 警察及衛生ニ關スル事項
- 四 氣象測候ニ關スル事項

本部

第十部

第十二部

第十七條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ
充ツ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ
指揮監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第十八條 部長事故アルトキハ長官

ニ於テ廳官吏ノ一人ヲシテ其ノ事
務ヲ代理セシム

第十九條 第一部長タル事務官ハ長
官ヲ佐ケ廳務ヲ整理シ官房及各部
ノ事務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務

官長官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ
長官官房

ノ事務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務

本条ノ事務ハ、（イ）官署ノ事務ニ關スル者、（ロ）官署ノ事務ニ關スル者、（ハ）官署ノ事務ニ關スル者、（ニ）官署ノ事務ニ關スル者、（ホ）官署ノ事務ニ關スル者、務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ
長官官房

一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項

二 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項

三 官印廳印ノ管守ニ關スル事項

四 褒賞ニ關スル事項

五 會計ニ關スル事項

六 外國人ニ關スル事項

第一部

一 教育ニ關スル事項

二 商工業水産漁獵ニ關スル事項

三 警察及衛生ニ關スル事項

四 氣象測候ニ關スル事項

五 他部ノ主掌ニ屬セサル事項

第二部

一 拓殖ニ關スル事項

二 土木ニ關スル事項

三 鑛山森林農業牧畜ニ關スル事項

長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ前項事務ノ分

掌ヲ變更スルコトヲ得

長官ハ事務官ノ一人ヲシテ審議立案ヲ掌ラシムルコトヲ得

第二十一條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第二十三條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬又ハ警部其ノ職務ヲ代理ス

第二十四條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理

セシムルコトヲ得

第二十五條 警視ハ第一部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ事務ヲ分掌ス

第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯通辯ヲ掌ル

第二十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

庶務ニ從事ス

第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察事務ヲ分掌シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ從事ス

第三十條 樺太廳管内ニ樺太廳支廳

ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ
内務大臣ノ認可ヲ受ケ長官之ヲ定
ム

第三十一條 長官必要ト認ムルトキ
ハ支廳ノ下ニ支廳出張所ヲ置クコ
トヲ得其ノ位置、名稱及管轄區域ハ
長官之ヲ定ム

支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ
之ニ充ツ

第三十二條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判
任官ノ待遇トス
巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所
ニ依ル

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ
施行ス

勅令第

號

樺太廳職員特別任用令

第一條 樺太支廳長ハ滿五年以上行
政事務ニ從事シ現ニ判任官四級俸
以上ノ官職ニ在ル者ニ限り文官高
等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用
スルコトヲ得

第二條 樺太廳警部ノ任用ニ關シテ
ハ警部消防士任用令ノ規定ヲ準用
ス但シ考試委員考査ノ方法及試験
科目ハ樺太^廳長官之ヲ定ム

第三條 樺太廳通信書記ノ任用ニ關
シテハ通信屬ノ任用ニ關スル規定
ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ
施行ス

秘

樺太廳官制及樺太廳職員特別任用令

審査報告

謹テ今回御諮詢ノ樺太廳官制及樺太廳職員特別任用令ヲ審査スルニ樺太ハ從來軍政ヲ布キ民政署ヲ置キテ之ヲ管轄シ來リタルモ今般内務省ノ所管ニ移シ樺太廳ヲ置キ之ヲ管轄スルコトト為サムカ為其ノ官制及職員特別任用令ノ制定ヲ要スルニ至リタルモノニシテ同官制第二條ニ於テ長官ハ守備隊司令官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得シメタルハ隣接セル露國領域

ニ於テハ軍政ヲ布キ居ルト且ツ樺太ハ新附ノ
領土ニシテ内地ト事情ヲ異ニスルノ點アルト
テ慮リタルニ出テ實際上已ムヲ得サルノ措置
ナルヘク其ノ他ハ大體ニ於テ北海道廳官制及
地方官官制ト其ノ規定ノ内容ヲ同フシ又特別
任用令モ他ノ同程度ノ特別任用令ト略同様ナ
ルヲ以テ何レモ大ナル支障ナキモノト認ム但
シ官制第五條ニ支廳長ノ定員ヲ掲ケス且ツ同
第三十條ニ依レハ支廳ノ位置名稱及管轄區域
ハ長官之ヲ定ムトアルヲ以テ長官ノ任意ニ支

廳長ノ員數ヲ増減シ得ルカ如キ結果トナリ穩
當ナラサルヲ以テ支廳長ノ定員ヲ明カニ規定
スルノ要アリ又官制第十六條ニ於テハ長官官
房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ムトアルモ
既ニ官房及各部ヲ置クコトヲ官制ニ規定スル
以上ハ地方官官制北海道廳官制等ノ例ニ倣ヒ
其ノ事務ノ分掌ヲモ併セテ規定スルヲ適當ト
ス
樺太廳官制ノ際事務ノ繁閑豫測ニ難キ點
アルヘキヲ以テ地方官官制等ニ比シテ幾分カ
事務分掌變更ノ權能ヲ長官ニ付與スルノ已ム

ヲ得サル場合アルヘキヲ豫想セサルヘカラス
殊テ各朱書ノ通修正ヲ加ヘラレ然ルヘシト思
料ス而シテ特別任用令第二條ニ樺太長官トア
ルハ樺太廳長官ノ誤寫ナルヲ以テ是亦朱書ノ
通廳ノ一字ヲ補填シタリ
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

明治四十年二月十三日

樞密院書記官長都筑馨六

樞密院議長侯爵山縣有朋殿

明治四十年二月二十日決議(修正)

但第三主務省ノ決議濟修正案通リ

帝國鐵道廳職員特別任用令

帝國鐵道廳職員官等ノ初叙ニ關スル件